

## 春日部市制限付一般競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する請負契約及び委託契約の締結について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）を執行するための手続きについて、春日部市契約規則（平成17年規則第126号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 制限付一般競争入札は、市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用して処理する入札手続並びに入札開札事務（以下「電子入札」という。）又は郵便入札により行う。

(対象)

第2条 制限付一般競争入札の対象は、建設工事の請負、設計、調査及び測量の業務委託、土木施設維持管理の業務委託（以下「建設工事等」という。）、清掃、警備等の役務の提供に係る業務委託並びに物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修繕又は売払い（以下「物品売買等」という。）、その他市長が適当と認めたものとする。

(入札参加者の資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設工事等については、春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 建設工事の請負については、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- (4) 物品売買等については、春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(5) 春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(6) 契約規則第15条の規定により入札の参加排除を受けてない者であること。

2 前項各号に定めるもののほか、あらかじめ建設工事等入札審査委員会又は物品売買等入札審査委員会が定めた条件で必要と認めた事項を定めるものとする。

(入札の公告)

第4条 契約規則第16条の規定により入札に関する事項を公告するときは、春日部市役所に掲示、インターネットの利用又はその他の方法で行うものとする。

2 前項のインターネットによる公告は、春日部市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）又は埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）に掲載することとし、入札参加資格者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。

(入札参加の申込)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、競争参加資格確認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札にあつては、原則として電子入札システムを使用して提出するものとする。

(入札参加資格の確認)

第6条 市長は、前条の競争参加資格確認申請書の提出を受けたときは、申請者に対し競争参加資格確認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札にあつては、原則として電子入札システムを使用して交付するものとする。

3 入札参加者は、入札のために入札室に入室するときは、第1項の競争参加資格確認通知書を提示しなければ、当該入札に参加することができない。

(設計図書の閲覧等)

第7条 入札の設計図書等の閲覧は、原則としてホームページ又は電子入札システムに掲載するものとする。ただし、これによりがたい場合においては、当該設計図書を期間を定めて貸与することができる。

(入札保証金)

第8条 施行令第167条の7の規定による入札保証金の納付は、契約規則第18条の規定に該当したときは、免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札にあっては、入札保証金は特に指定が無い場合は免除するものとする。

(入札金額見積内訳書)

第9条 入札参加者から初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札にあっては、原則として電子入札システムを使用して提出するものとする。

(入札)

第10条 入札参加者は、契約規則、契約約款、設計図書、現場等を熟覧のうえ総価により入札しなければならない。この場合において、入札書に記載する金額は、消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とするものとする。

2 入札参加者は、前項の場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3 入札書は、封かんのうえ、当該封筒の表面に入札者の氏名を表記し、指定された場所及び日時に入札しなければならない。

4 入札書は、持参しなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、電子入札にあっては、原則として電子入札システムを使用して入札処理をしなければならない。

6 入札参加者が代理人をもって入札するときは、委任状を提出しなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、電子入札にあっては、代理人は認めない。

8 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

9 入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加できない。

(公正な入札の確保)

第11条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為、施行令第167条の4第2項各号に規定する行為、その他公正な入札の執行を妨げる行為を行ってはならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第12条 入札参加者は、入札した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第13条 市長は、入札参加者が1人以下の場合は、入札を中止するものとする。ただし、再度の入札において入札条件等を変更しても入札参加者が1人となるおそれが高い等、真に止むを得ない理由として市長が認めたものを除く。

2 市長は、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することができる。

3 市長は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をした場合その他公正な入札の執行を妨げる行為をした場合、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは中止することができる。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者は、入札参加申込書の提出後であっても入札を辞退することができる。この場合、電子入札にあっては、原則として電子入札システムを使用して処理をしなければならない。

(入札の無効)

第15条 入札の無効は、契約規則第24条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
- (2) 他人の代理を兼ねた者が入札したとき。
- (3) 明らかに連合によるものと認められる入札をしたとき。
- (4) 電報、電話、ファクシミリ等による入札をしたとき。
- (5) 虚偽の入札参加申込書を提出した者が入札したとき。
- (6) 公告に示す事項に反した者が入札をしたとき。
- (7) 記載すべき事項の記入（電子入札にあっては、電子入札システムの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録（以下「電磁的記録」という。）。以下同じ。）のない入札書又は記入事項が明らかでない入札書による入札。
- (8) 電子入札にあっては、入札書提出締切日時において、電子入札システム

に電磁的記録のない入札。

(再度入札)

第16条 施行令第167条の8第4項の規定により再度入札をする場合、当該入札執行回数の限度は、初度の入札及び再度の入札を合わせ2回とする。

2 前項の規定により再度入札を執行する場合、電子入札にあっては、原則として電子入札システムを使用して再度の入札処理をしなければならない。

3 事前に予定価格を公表して入札を執行した場合は、再度入札は行わない。

(随意契約)

第17条 前条の入札にもかかわらず落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項の規定により随意契約によることができるものとする。

2 前項の場合において、2回目の入札で最低の価格を提示した者、及び次位の価格を提示した者から市所定の見積書を徴し、市の予定価格の制限範囲内において最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

3 前2項の規定にかかわらず、電子入札にあっては、原則として電子入札システムを使用して随意契約処理をしなければならない。

(契約保証金)

第18条 施行令第167条の16の規定による契約保証金の納付は、契約規則第7条の規定に該当したときは、免除することができる。

(様式の準用)

第19条 この要領の規定による入札書その他の様式は、様式第1号及び2号を除き春日部市競争入札参加者心得の規定による入札書その他の様式を準用する。

(その他)

第20条 この要領に特別の定めがない事項は、指名競争入札に関する諸規則等の例によるものとする。

附 則

1 この要領は、令和元年8月15日から施行する。

(春日部市制限付一般競争入札執行要領の廃止)

2 春日部市制限付一般競争入札執行要領(平成29年3月31日)は、廃止する。

(経過措置)

3 令和元年10月1日前に工期末、履行期限又は納期等を設定する場合にお

いて、入札参加者が入札書に記載する金額は、第10条第1項の規定にかかわらず、「108分の100」とする。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

競争参加資格確認申請書

あて

下記の調達案件に関わる競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

- 1 調達案件番号
- 2 調達案件名称
- 3 履行期限

（提出者）

業者名

企業郵便番号

企業住所

役職名

氏名

代表者等電話番号

代表者等FAX番号

部署名

商号（連絡先名称）

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先E-mail

添付資料

年 月 日

競争参加資格確認通知書

業者名

氏名

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

通知書番号		
公告日		
調達案件名称		
入札開始日時		
入札書提出締切日		
内訳書開封日時		
開札日時		
競争参加資格の有無	理由又は 条件	